

公募型プロポーザル方式による技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和8年4月7日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名 令和8年度岡山県 SNS 伴走支援事業業務
- (2) 業 務 内 容 令和8年度岡山県 SNS 伴走支援事業業務仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から令和9年2月28日まで
- (4) 契 約 限 度 額 10,021,000 円（消費税及び地方消費税の額 911,000 円）

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 本件調達公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、岡山県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 岡山県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県総合政策局公聴広報課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

電 話：(086) 226-7154

F A X：(086) 224-3246

4 契約条項を示す場所

上記3と同じ

5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、次のとおり技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

また、技術提案参加者は、提出した書類等について、契約担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 提案説明書、仕様書の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和8年4月7日（火）から4月13日（月）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県公聴広報課のホームページからダウンロードすることができる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/4/>）

ウ その他

技術提案書作成内容説明書については、技術提案参加資格確認申請書の提出のあった提案者へ送付する。

(2) 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年4月7日（火）から4月13日（月）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日を除く。

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出書類

- ① 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）
- ② 会社概要
- ③ 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可）
- ④ 登記事項証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可）
- ⑤ 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書。コピー可）
- ⑥ 納税証明書（岡山県税の完納証明書（岡山県に納税義務がない場合は不要）、本店等の所在地を管轄する税務署が発行するもので、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の未納のない証明書（未納税額のない証明書）。受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可）
- ⑦ （岡山県暴力団排除条例に係る）誓約書（様式第2号）

※ただし、「岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿」に登録されている場合は、上記②～⑦の書類の提出は必要ないものとする。

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る）。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年4月17日（金）までに上記3の宛先に電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

送信先アドレス：kocho@pref.okayama.lg.jp

※電子メールの件名は「岡山県 SNS 伴走支援／参加資格要件不適合の説明を求める」とすること。

（４）質問の受付

本プロポーザルに関して疑義がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

ア 受付期間及び方法

質問は、令和8年4月13日（月）午後5時までに質問書（様式第3号）を電子メールにより提出すること。

送信先アドレス：kocho@pref.okayama.lg.jp

※電子メールの件名は「岡山県 SNS 伴走支援／質問書」とすること。

イ 回答

質問については、令和8年4月17日（金）までに岡山県総合政策局公聴広報課ホームページに回答を掲載する。

ウ その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案

（１）技術提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年4月24日（金）午後5時まで

イ 提出場所 上記3の場所に同じ。

ウ 提出書類

① 提案書【様式第4号】（原本1部＋写し6部）

② 技術提案書【任意様式。A4縦（横書き）左綴り。以下同じ】（7部）

③ 当該事業類似事業に係る資料（過去3年の事業一覧）（7部）

④ 見積書（原本1部＋写し6部）

※見積書には会社名及び役職、代表者名を明記の上、(i)代表者印を押印するか、(ii)見積書の作成責任者及び作成担当者の氏名並びに連絡先を明記すること。

⑤ 上記①～⑤のPDFファイルデータ（CD-R等により提出すること。）

エ 提出方法

持参又は郵送等による（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る）。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

（２）技術提案書の説明

技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

ア 日時 令和8年4月28日（火）午後（予定）

※プレゼンテーションの時間は、令和8年4月15日（水）以降に各提案者に通知する。

イ 場所 岡山県総合政策局公聴広報課（岡山県庁4階）（予定）

- ウ 結果 審査結果については、令和8年4月30日（木）以降速やかに、各提案者に通知する。
なお、当該結果について、異議を申し立てることはできない。
- エ その他 プレゼンテーション会場には、モニター及び接続用の HDMI ケーブルを県において用意するので使用してもよい。ただし、その他の機材は提案者が用意することとし、設置・準備に要する時間はプレゼンテーションの持ち時間に含むものとする。

7 契約書作成要否 要

8 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を岡山県に納付しなければならない。この場合において、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条第2項において準用する同規則第131条第2項に定める担保の提供をもって、その納付に代えることができる。なお、岡山県財務規則第155条の規定により、それぞれの全部又は一部を免除する場合がある。

9 採用者の決定方法

委託業務の内容に係る技術提案書と経費見積書に基づき、総合的に判断して採用者を決定する。

<配点>技術提案：経費見積書＝95：5

10 詳細

詳細は、令和8年度岡山県 SNS 伴走支援事業業務仕様書、同技術提案書作成内容説明書による。

11 その他

- (1) 契約を締結する際に、技術提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう求めることがある。
- (2) 提案者において、不適切な方法で技術提案書等の評価に影響を与えようとする事その他の契約の相手方としてふさわしくない行為や事実が確認された場合、当該提案者は失格とする。
- (3) 参加申込書、技術提案書等の作成・提出及び技術提案書の説明に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された技術提案書等は、返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本プロポーザルにおける審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。